

人事・労務、助成金等のご案内

政府は5月16日「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（以下、年金制度改革法案）を閣議決定し、通常国会に提出しました。

現行において、短時間労働者のうち、下記①～⑤の加入要件のすべてを満たす者が厚生年金・健康保険の加入対象となります。同法案で見直しが行われるのは①賃金要件と②企業規模要件の2点になります。

- ①賃金要件：所定内賃金が月 88,000 円（年収 106 万円）以上
- ②企業規模要件：従業員数（被保険者数）が 51 以上の事業所に勤務
- ③労働時間要件：所定労働時間が週 20 時間以上
- ④勤務期間要件：継続して 2 カ月を超えて使用される見込み
- ⑤非学生要件：学生でないこと

106 万円の壁撤廃により、新たに社会保険の被保険者となる場合、負担増が必ずしもマイナスになるわけではありません。現時点の手取額は減少することになりますが、将来の年金額は基礎年金（国民年金）に厚生年金がプラスされることとなり、増額されることとなります。また、新たに健康保険の傷病手当金や出産手当金の対象にもなりますので、社会保険の被保険者とならないこと（社会保険の負担が生じないこと）が必ずしも良い選択でないと言えます。

※改正案

①「賃金要件」の撤廃

改正前	改正後	適用開始時期
所定内賃金が月 88,000 円以上であること	賃金要件を撤廃	交付から 3 年以内の政令で定める日から適用

②「企業規模要件」の段階的撤廃

改正前	改正後	適用開始時期
従業員 51 人以上の事業所に勤務すること	段階的に廃止	令和 9 年 10 月 1 日～36 人以上 令和 11 年 10 月 1 日～21 人以上 令和 14 年 10 月 1 日～11 人以上 令和 17 年 10 月 1 日～完全撤廃

③ 厚生年金・健康保険に係る保険料の負担軽減特例措置の創設

改正前	改正後	適用開始時期
事業主と被保険者で折半（労使折半）して保険料を負担	新たに被保険者となる短時間労働者の負担額を軽減できる特例措置を創設。 事業主が労使折半を超えて負担した部分の保険料は国等が支援	令和 8 年 10 月 1 日から適用

④ 在職老齢年金制度の見直し

改正前	改正後	適用開始時期
厚生年金の支給停止となる収入基準額は月 50 万円	支給停止となる収入基準額を月 62 万円	令和 8 年 4 月 1 日から適用

⑤ 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の見直し

改正前	改正後	適用開始時期
上限額 65 万円	上限額を段階的に引上げ	令和 9 年 9 月 1 日～「68 万円」 令和 10 年 9 月 1 日～「71 万円」 令和 11 年 9 月 1 日～「75 万円」

⑥ iDeCo の加入可能年齢上限の見直し

改正前	改正後	適用開始時期
加入可能年齢上限 65 歳未満	加入可能年齢上限 70 歳未満	交付から 3 年以内の政令で定める